

# 監 査 報 告

定款 27 条第 1 項及び第 47 条の規定により、令和 5 年度事業報告  
・収入支出計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表及び財産目録の  
各項目について、監査を実施しましたところ、その内容は適正なもの  
と認めます。

令和 6 年 4 月 1 3 日

監事 水口奈津子 

監事 島谷徳子 